

第1章 計画の見直しにあたって

1 見直しの趣旨

本市では、平成30年2月に、「山形市教育振興基本計画」を策定し、山形市教育大綱と共有する基本理念と6つの基本方針に基づき、教育を推進してきました。

この間、少子高齢化の進行、核家族化等による地域社会の変化に加え、社会においてはグローバル化や情報通信技術のめざましい進歩などにより、教育の質の向上も一層重要となっています。そのような中、国においては、新学習指導要領が令和2年度から小学校より順に実施され、県においては、第6次山形県教育振興計画の見直しが行われるなど、将来の社会の変化を見据えた教育の方向性が示されました。

今回の見直しにおいては、今般問題になっている感染症に対応した施策への転換により、いかなる状況においても学びを止めない体制づくりを図ります。

個別施策においては、ICT教育環境の整備が未来を生きる山形の子どもたちに不可欠な力の育成につながるものとして強く推進します。

また、学校運営協議会等を通じた地域・家庭・学校の連携が、子どもたちを育む教育力向上の要であると考え、連携・協働をより一層進めていきます。

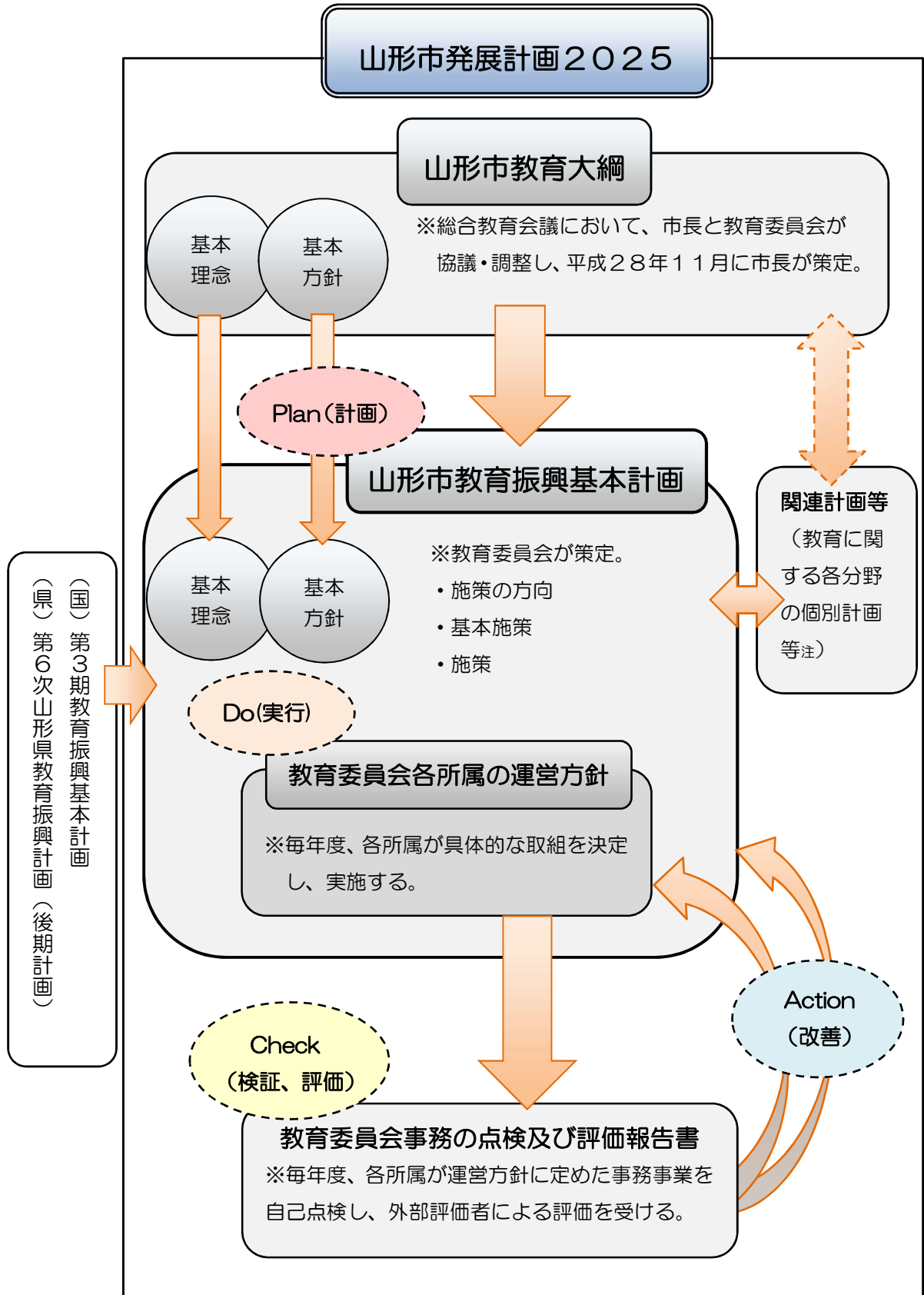
あわせて、令和3年度の本市機構改革により、「スポーツ（学校保健を除く）」及び「文化財の保護」が所管外となったため、教育委員会事務の整理を行います。

2 計画の位置付け

- (1) 教育基本法第17条第2項に基づく、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画です。国の「第3期教育振興基本計画」及び「第6次山形県教育振興計画」を参酌しています。
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「地方公共団体の長が策定する教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」及び「山形市発展計画2025」を踏まえた計画です。
- (3) 計画期間は、国と県の計画を踏まえ、今後、5年間（令和4年度から令和8年度まで）とします。
- (4) 具体的な施策・取組については、毎年度、各所属で作成する運営方針により示します。本計画に示されていない具体的な施策・取組については、各課等における個別の実施計画等に委ねます。
- (5) 当計画の基本理念・基本方針は、SDGsの理念と共通するものであり、SDGsとの関連を明確に示しながら当計画を推進し、SDGsの実現に貢献していきます。

3 計画の進行管理

- (1) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づく「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を、毎年度実施し、評価結果を公表します。
- (2) 評価結果をPDCA（計画・実行・検証評価・改善）サイクルに基づき、次年度の各所属の運営方針に反映します。



注 山形市文化創造都市推進基本計画、山形市スポーツ推進計画、山形市子ども・子育て支援事業計画 等